

随意契約理由書

件名	葺合南29号線電線共同溝整備工事	
契約の相手方	株式会社山田工務店	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事は、令和3年1月8日に制限付一般競争入札に付したが、応札がなく入札中止となった案件である。 上記業者は地元が中央区であり、平成29年度に葺合南54号線改良工事(その2)、平成29年度(後期)中部管内側溝整備単価契約工事の受注実績があるため現地の状況に精通している。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項8号「競争入札に対し入札者がいないとき」に該当することから、上記業者に随意契約を行うこととする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局道路工務課 建設局中部建設事務所	(電話番号 595-6428) (電話番号 511-0515)